

改訂前	改訂後	新計画項	備考
平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 第9節 地盤災害防止対策計画 第4 造成地災害防止対策の推進 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 また、巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。 第5 地盤沈下防止対策の推進 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、<u>地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。</u>	<u>泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>なお、</u>平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 第9節 地盤災害防止対策計画 第4 造成地災害防止対策の推進 災害防止に関する指導、監督 造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。 また、巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。 なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法など</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。 第5 地盤沈下防止対策の推進 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、<u>一定規模以上の地下水採取を規制することにより、地盤沈下の防止を図る。</u>	16 16	防災基本計画の修正 県地域防災計画の修正 (記載方法の変更)

改訂前	改訂後	新計画項	備考												
第 12 節 火災予防計画 第 3 救助力の強化 1 救助活動体制の強化 災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、市は、消防本部と連携し救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。 第 13 節 医療救護活動整備計画 第 1 医療救護施設の確保 1 災害拠点病院の整備 (略) 災害拠点病院の指定状況 <table><tr><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td>基幹</td><td>全 県</td><td>水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr></table>	区分	医療圏	医療機関名	基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	第 12 節 火災予防計画 第 3 救助力の強化 1 救助活動体制の強化 災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、市は、消防本部と連携し救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> 13 節 医療救護活動整備計画 第 1 医療救護施設の確保 1 災害拠点病院の整備 (略) 災害拠点病院の指定状況 <table><tr><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td>基幹</td><td>全 県</td><td> 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター </td></tr></table>	区分	医療圏	医療機関名	基幹	全 県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	23	防災基本計画の修正
区分	医療圏	医療機関名													
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター													
区分	医療圏	医療機関名													
基幹	全 県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター													
	26	県地域防災計画の修正 (指定を解除されたため削除)													

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前				改訂後				新計画項	備考
地域	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院		地域	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院			
2 災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)指定医療機関の指定(略)				2 災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)指定医療機関の指定(略)					
DMAT指定医療機関				DMAT指定医療機関					
医療機関名				医療機関名					
1	筑波メディカルセンター病院			1	筑波メディカルセンター病院				
2	茨城県立中央病院			2	茨城県立中央病院				
3	J A とりで総合医療センター			3	J A とりで総合医療センター				
4	取手北相馬保健医療センター病院			4	取手北相馬保健医療センター病院				
5	茨城西南医療センター病院			5	茨城西南医療センター病院				
6	水戸済生会総合病院			6	水戸済生会総合病院				
7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター			7	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター				
8	総合病院土浦協同病院			8	総合病院土浦協同病院				
9	筑波大学附属病院			9	筑波大学附属病院				
10	株式会社日立製作所日立総合病院			10	株式会社日立製作所日立総合病院				
<u>11</u>	<u>土浦協同病院なめがた地域総合病院</u>			—	—————				
<u>12</u>	水戸赤十字病院			<u>11</u>	水戸赤十字病院				
<u>13</u>	総合病院水戸協同病院			<u>12</u>	総合病院水戸協同病院				
<u>14</u>	古河赤十字病院			<u>13</u>	古河赤十字病院				
<u>15</u>	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院			<u>14</u>	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院				
								26	県地域防災計画の修正 (指定医療機関解除により削除)

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前				改訂後				新計画項	備考
<u>16</u>	茨城県西部メディカルセンター			<u>15</u>	茨城県西部メディカルセンター				
<u>17</u>	筑波記念病院			<u>16</u>	筑波記念病院				
<u>18</u>	城西病院			<u>17</u>	城西病院				
<u>19</u>	医療法人社団善仁会小山記念病院			<u>18</u>	医療法人社団善仁会小山記念病院				
<u>20</u>	神栖済生会病院			<u>19</u>	神栖済生会病院				
<u>21</u>	つくばセントラル病院			<u>20</u>	つくばセントラル病院				
<u>22</u>	牛久愛和総合病院			<u>21</u>	牛久愛和総合病院				
第 15 節 防災知識普及計画				第 15 節 防災知識普及計画				29	防災基本計画の修正
地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災を推進していくために防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する				地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災を推進していくために防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する					
				<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する</u>					
				よう努める。					
(略)				(略)					
第 1 住民向けの防災教育				第 1 住民向けの防災教育					
1 普及啓発すべき内容				1 普及啓発すべき内容					
(1)「自助」「共助」の推進				(1)「自助」「共助」の推進					

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考
ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。 また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。 イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。 ウ 避難行動をあらかじめ認識するための取組 地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。 エ 災害時の家族内の連絡体制の確保 発災当初の安否確認等による輻そうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。 オ 地域で実施する防災訓練への積極的参加 初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。 カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。 キ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等	ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。 また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。 イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。 ウ 避難行動をあらかじめ認識するための取組 地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。 エ 災害時の家族内の連絡体制の確保 発災当初の安否確認等による輻そうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。 オ 地域で実施する防災訓練への積極的参加 初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。 カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。 キ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等		

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改訂後	新計画項	備考
平成 30 年 12 月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。 <u>ク</u> 適切な避難行動 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう啓発を図る。 <u>ケ</u> 避難場所・避難経路の確認 平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認するよう啓発を図る。 <u>コ</u> 被災状況の記録 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動がとれるよう啓発を図る。	平成 30 年 12 月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。 <u>ク</u> <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u> <u>家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平常時からの備えについて普及・啓発を図る。</u> <u>ケ</u> 適切な避難行動 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう啓発を図る。 <u>コ</u> 避難場所・避難経路の確認 平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認するよう啓発を図る。 <u>サ</u> 被災状況の記録 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動がとれるよう啓発を図る。	30	防災基本計画の修正
（４）防災関連設備等の準備 ア <u>非常用持出袋消火器</u> イ <u>消火器等消火資機材ガスのマイコンメーター</u>	（４）防災関連設備等の準備 ア <u>消火器</u> イ <u>ガスのマイコンメーター</u>	30	防災基本計画の修正

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前		改訂後		新計画項	備考																		
ウ <u>住宅用火災警報器感震ブレーカー</u> エ <u>その他防災関連設備等非常用持出品等</u>		ウ <u>感震ブレーカー</u> エ <u>非常用持出品等</u>																					
第2章 災害応急対策計画		第2章 災害応急対策計画																					
第2節 災害情報の収集・伝達計画		第2節 災害情報の収集・伝達計画																					
第1 地震情報の収集・伝達		第1 地震情報の収集・伝達																					
1 地震情報の収集		1 地震情報の収集																					
市は、県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関や住民に情報を伝達するものとする。		市は、県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関や住民に情報を伝達するものとする。																					
地震情報の種類と発表基準		地震情報の種類と発表基準																					
<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度3以上</td><td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度3以上（津波警報<u>又</u>は注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、<u>又</u>は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加</td></tr></table>		地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上（津波警報 <u>又</u> は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、 <u>又</u> は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加	<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>震度3以上</td><td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>震度3以上（津波警報<u>また</u>は注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、<u>また</u>は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加して、<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u></td></tr></table>		地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震源に関する情報	震度3以上（津波警報 <u>また</u> は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、 <u>また</u> は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加して、 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>	36	県地域防災計画の修正 (気象台内容の更新による修正)
地震情報の種類	発表基準	内 容																					
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																					
震源に関する情報	震度3以上（津波警報 <u>又</u> は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、 <u>又</u> は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加																					
地震情報の種類	発表基準	内 容																					
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約180地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報																					
震源に関する情報	震度3以上（津波警報 <u>また</u> は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、 <u>また</u> は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加して、 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>																					

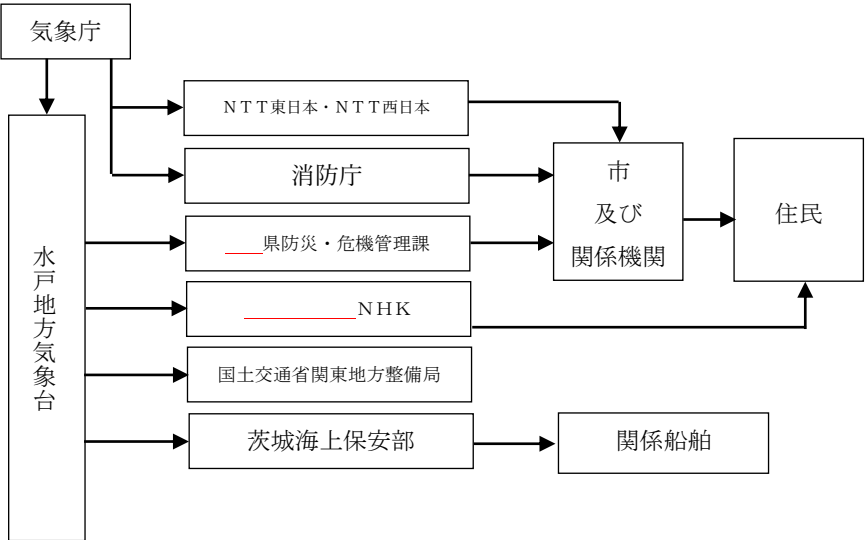
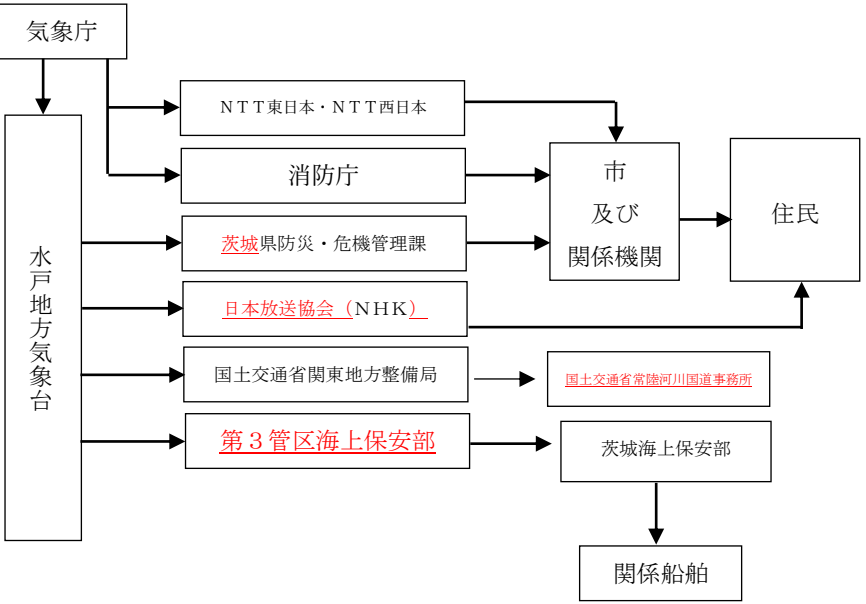
新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前			改訂後			新計画項	備考
震源・震度に関する情報	<u>以下の何れかを満たした場合</u> ・震度 <u>3</u> 以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 <u>3</u> 以上の <u>地域名と市町村名</u> を____発表 _____ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村 <u>名</u> ____を発表	震源・震度____情報 _____ _____ ・震度 <u>1</u> 以上 ・津波警報 ・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時 _____	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 <u>1</u> 以上を <u>観測した地点と観測した震度</u> を発表 <u>それに加えて震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地点</u> 名を発表			
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表	_____ _____ _____	_____ _____ _____ _____ _____ _____			
_____ _____	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____ _____	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 級以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）</u>		

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前			改訂後			新計画項	備考
			遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。		
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表		
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）					

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前			改訂後			新計画項	備考
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満した場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。					
2 地震情報の伝達			2 地震情報の伝達				
(1)水戸地方気象台からの伝達系統			(1)水戸地方気象台からの伝達系統				
地震情報伝達系統図			地震情報伝達系統図				
						37	県地域防災計画の修正 （情報伝達系統図の修正）

改訂前	改訂後	新計画項	備考
第４ 応援派遣要請 市及び消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 第５ 応援隊の派遣 消防本部は、他の市町村の被災にあつては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第１８節 ライフライン施設の応急復旧計画 第２ 下水道の応急復旧 １ 下水道停止時の代替措置 (２) 仮設トイレの設置 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。	第４ 応援派遣要請 市及び消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。その際、<u> </u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 第５ 応援隊の派遣 消防本部は、他の市町村の被災にあつては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。また、<u> </u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第１８節 ライフライン施設の応急復旧計画 第２ 下水道の応急復旧 １ 下水道停止時の代替措置 (２) 仮設トイレの設置 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。	53	防災基本計画の修正

新旧対照表（地震災害対策計画編）

<u>改訂前</u>	<u>改訂後</u>	新計画項	備考
2 応急復旧の実施 （１）作業体制の確保 _____市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 （２）応急復旧作業の実施 _____市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。 3 住民への広報 _____市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。	<u>なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。</u> 2 応急復旧の実施 （１）作業体制の確保 <u>県及び</u>市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 （２）応急復旧作業の実施 <u>県及び</u>市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。 3 住民への広報 <u>県及び</u>市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。	67 67	防災基本計画の修正 県地域防災計画の修正 (県管理下水道における応急復旧の明確化)